

2024年6月

愛知県保健医療局生活衛生部 医薬安全課
愛知県病院薬剤師会

病院薬剤師出向事業について

2024年度診療報酬改定において、「薬剤業務向上加算」が新設されました。愛知県においては下記のように運用いたします。

記

1. 愛知県における薬剤師が不足している地域は、愛知県内の全二次医療圏とする。
2. 愛知県病院薬剤師会にて出向先施設、出向元施設の取りまとめを行う。
3. 出向先施設が愛知県内の場合には、出向に関する具体的な計画書により、愛知県病院薬剤師会を通じて、愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課と協議したうえで実施する。なお、この協議の結果により、必ず「薬剤業務向上加算」が認められるわけではないこと。よって、その他の必要な要件についても満たすことを確認しておくこと。
4. 出向先施設が愛知県外の場合には、当該医療機関の協議のうえ、出向先医療機関の都道府県と協議したうえで実施する。

問い合わせ先：

(一社)愛知県病院薬剤師会 事務局

担当：加藤さや香

Mail：soumu@apshp.jp

メールにてお問合せください。